

公 示 送 達 書

令和8年8月21日

下記の書類は北海道労働局総務部労働保険徴収課に保管してありますから来課の上受領してください。

北海道労働局長 村松 達也



書類の送達を 受けるべき者	住 所	上川郡東神楽町南3条東1丁目4番20号	氏 名	鎌塚運送株式会社
送達する 書 類 名	差押調書謄本、労働保険料の差押えについて			

(注 意)

国税通則法第14条第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。